

(答申第170号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定（不存在）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、令和3年12月17日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

警察が切符処理を行う際に国管理の不動産に立ち入ることについて、〇〇〇警察署交通課長と〇〇国道事務所とのやり取りの日時、担当者、やり取りの具体的内容について分かる文書（本年〇月〇日から〇〇月〇〇日までの間）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求内容に合致する公文書を取得又は作成していないとして、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年12月27日付け交指第698号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和4年1月27日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

審査庁は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和4年2月9日付け岐公委（監）第3号の2で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和3年12月27日付けで行った公文書非公開決定（交指第698号）を取り消して、情報開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 公開請求の内容について

公開請求した内容は、「〇〇〇警察署交通課長と〇〇国道事務所とのやり

取りの日時、担当者、やり取りの具体的内容についてわかる文書」であり、「警察が切符処理を行う際に国管理不動産に立ち入ることについて、〇〇〇警察署交通課長と〇〇国道事務所とのやり取りの日時、担当者、やり取りの具体的な内容についてわかる文書」とは違っている。電話で確認された記憶はなく、改ざんされた疑いがある。

また、請求書の内容を、請求者に確認して補正する場合は、情報公開制度の趣旨からして、補正した内容や補正した日時、さらに補正した職員等を記載しておく必要があると考えられ、さらに補正した内容を明記した請求書の写しを、公開請求人に交付すべきである。

(2) 対象公文書の存否について

許可には書面申請があるのが通常であり、口頭による公有財産の個人的な使用許可などありえないと考える。中部地方整備局からは、管理地の使用に際しては、書面による申請以外は通常あり得ないとの回答だったことから、〇警察署交通課長と〇〇国道事務所との個人的な使用許可を隠すため、意図的に公文書を開示してもらえない懸念がある。

(3) その他の主張について

〇警察署管内では、捜査・取り締まりが土地の所有権よりも優先され、私権を犯した取り締まりが行われている。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 公開請求の内容について

請求内容を補正した事実については、令和3年〇〇月〇〇日に公文書公開請求人に電話連絡を行い、請求内容を補正することに同意を得たことによるものであることを確認している。

また、本件情報公開制度の運用において、補正した内容を公開請求書に付記し、請求人にその写しを交付することまでは定めておらず、従前より補正後の公開請求書の交付は行っていない。

(2) 対象公文書の存否について

交通指導の取締り等は、発生日時及び場所が不特定かつ事前予測が困難であることから、従前より一時的な土地の利用については、必要に応じて口頭により承諾を得ており、そのような一時的な土地の利用に関して使用承認のための手続きに関する記録は存在しない。

また、〇〇国道事務所から、申請等の文書の提出を求められておらず、申請書の要否について回答する立場にない。

(3) その他の主張について

本請求とは論点を異にしており、処分庁としては回答の必要性を認めない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

(1) 公開請求の内容について

条例第6条では、実施機関は、公開請求があったときは、非公開情報を除き、公開請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならないと規定している。通常、公文書公開請求書を受理した際には、実施機関において、請求の対象となる公文書を特定することが必要になるが、請求者の意図を正しく把握して対象公文書を特定するために、請求者に対して、請求の趣旨や内容を確認することは、必要な手続きであると考えられる。

また、公文書公開請求書の補正については、条例第11条第2項により、「請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該請求書を提出したものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」とされている。これは、公開請求書に形式上の不備がある場合の補正手続きについて規定したものであるが、形式上の不備には、公文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であるため、公開請求に係る公文書が特定されていない場合を含むと解されている。

実施機関によると、公開請求の内容を明確にするため、審査請求人に対し、電話連絡を行い、請求内容の確認及び請求内容の補正を行ったとのことであり、審査会が見分したところによれば、令和3年〇〇月〇〇日に、審査請求人に対し、請求内容の補正について電話連絡を行った記録も残っていたことから、審査請求人から請求内容を補正することに同意を得たとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は見られない。

なお、補正した公開請求書の取扱いについては、条例上も規定がないことから、従前より補正後の公開請求書の請求者への交付は行っていないとする実施機関の弁明からして、本件公開請求において、補正後の公開請求書を審査請求人に交付しなけりばならなかったとする特段の事情は認められない。

(2) 公文書の存否について

審査請求人は、公有財産の使用許可には通常書面による申請が必要であり、口頭による使用許可などあり得ないと主張する。

これに対し、実施機関は、交通指導の取締り等は、発生日時及び発生場所の事前予測が困難であり、従前から一時的な土地の利用については、必要に応じて口頭により承諾を得ており、土地の使用手続きに関する記録は存在しないとしている。

審査会が実施機関から聴取したところによれば、一般的に突発的な交通取締りのように、短時間の使用で、明らかに迷惑性が低い場合には、特別な理由がない限り、土地使用の許可申請などの手続きは行っていないとのことであった。また、審査請求人から、警察が交通違反車両を国道事務所の土地に立ち入らせることについて質疑があったため、電話により〇〇国道事務所を確認し、取締りのような短時間の使用であれば、事前の許可は不要との回答

を得たことから、その旨を審査請求人に回答したとのことであった。

土地の使用に際し、事前の申請手続きが必要か否かについては、土地の管理者との間での合意形成のための方法によるものと考えられるが、一般的に交通取締りは警察署員による緊急的な措置であること及び今回、土地使用後に後日〇〇国道事務所から、一時的な土地利用に関する手続きは不要であると回答を得ている点を考慮すると、対象公文書を取得又は作成していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は見られない。

(3) 小括

以上のことから、本件公開請求に対する対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が岐阜県情報公開条例第12条第3項の規定により「公文書公開請求書にて特定された事項（〇〇〇警察署交通課長と〇〇国道事務所とのやり取りの日時、担当者、やり取りの具体的な内容）についての内容が記載された公文書を作成または取得していない」旨の理由を記載したうえで、本件処分を行ったことは、妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の非公開決定以外についても主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

3 結論

以上により、「第1 岐阜県情報公開審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
令和4年2月9日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年3月14日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和4年4月22日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
令和4年6月7日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和4年7月8日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
令和4年8月29日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和4年11月29日 （第183回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和5年2月28日 （第186回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和5年3月29日 （第187回審査会）	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
会長	栗山 知	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	地守 素子	岐阜商工会議所議員	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)